



SCB

本号の内容

1. 海外トピックス：タイ、中国、フィリピン、インドネシア
2. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：インドネシア向け資本金の円建送金

1. 海外トピックス

📰 タイ：ビザ免除措置見直しにより免除期間が 60 日から 30 日へ

政府は8月31日、ビザ免除措置の見直し等を含む通達を発表しました。日本を含む60か国のパスポート保持者は9月15日より、免除期間が60日から30日となります。外国人による不法就労や特殊詐欺等の犯罪行為抑止や取締まりが目的の1つとされています。

📰 中国：日本人の各種ビザ取得にかかる料金が約7倍に引上げ

政府は9月14日より日本国籍者の各種ビザ取得料金を約7倍引き上げ、シングルビザは、従前の2,250円から16,750円になりました。30日以内の観光、商用等の滞在目的の場合、引き続きビザ取得は免除されますが、同措置は2026年末までとなっています。

📰 フィリピン：セブ州を含む中部ビサヤ地域の最低賃金を42ペソ引上げ

労働雇用省は9月27日、中部ビサヤ地域（セブ州、ボホール州、東ネグロス州等）の最低賃金日額を10月14日より42ペソ（約106円）引き上げると発表しました。セブ等の主要都市では月26日勤務の場合、月額で1,092ペソ（約2,760円）の増額となります。

📰 インドネシア：2029年までに50万人の労働者を海外就労へ

移住労働者保護省は9月2日、国のSMK Go Globalプログラムを通じ、2029年までに50万人の労働者の海外就労を支援する方針を発表しました。就労先国として日本、韓国、欧州等を、対象分野として看護・介護、溶接工、バス・トラック運転手等を挙げています。

2. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：インドネシア向け資本金の円建送金

Q インドネシア子会社向けに親会社から資本金の送金を予定しています。円建てで送金を予定しています。現地の外貨管理規制、またその他に留意点があれば教えてください。

A 日本の法人が出資者として、インドネシアに設立した現地子会社（外資企業：PMA）へ資本金を払い込む場合、円建てで送金すること自体に、特段の制限はありません。ただし当該送金による資金が、現地子会社の払込資本金であることを裏付ける資料の準備等をインドネシア側で事前に行うことが必要です。

1. 資本金を送金する際の留意点

インドネシアで設立された企業の資本金等の金額は、同国会社法によりルピア建てで定められています。日本から円建てで送金する場合、ルピア建ての資本金額に相当する円貨を送金し、現地のルピア口座へ着金する際に、現地の為替レートに基づきルピアへ換算のうえ入金されます。そのため、送金実行時から着金時までの間には為替レートが想定外に変動した場合、換算後のルピア額が資本金額に対して過不足する可能性があります。不足した場合には追加送金が必要となり、事務負担が大きくなり得ます。このため、事前に現地で適用為替レート、手数料、必要書類等について、現地金融機関およびコンサルティング会社等の専門家に確認しておくことを推奨します。

上述のような問題の回避には、現地金融機関での円建て口座開設、ルピア建て送金を検討する等の方法があります。詳細は信用金庫を通じて本中金宛ご相談ください。

2. 現地法人が外貨借入れをする際の留意点

上述のとおり、インドネシアでは資本金の払込みを目的とした円建て送金に対する制限はありません。しかし、現地法人が円を含む外貨建てで海外から借入れを行う場合、インドネシアでは外貨借入規制が設けられているため注意が必要です。当該規制は、親子ローンや金融機関借入れ等、形態を問わず外貨建て借入れに適用されます。

規制の内容は、①外貨ヘッジ比率規制、②流動性比率規制、③外部格付取得義務で、特に③に関しては、外貨借入れ前に、外部格付機関から一定水準以上の格付取得を求められる場合があり、実務上、相応の時間および金銭コストを要します。

インドネシア向けの外貨建て送金は、現地で資金用途により規制があります。現地金融機関や関係当局が内容を適切に確認できるための必要書類等を事前に整備しておく必要があるためご注意ください。本内容に関するご相談がございましたら、信用金庫を通じて本中金宛にご連絡ください。

<編集・発行>
信金中央金庫
企業成長推進部 グローバル事業推進室
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<https://www.shinkin-central-bank.jp>
Tel : 03(5202)7703